

# Q.

『セクシャル・ハラスメント』は  
当事者間の問題だけでなく、企業  
にもその責任が生じてくる場合が  
あるそうですが？

# A.

## 改正男女雇用機会均等法 において、事業主はセク ハラが発生しないようす する配慮義務が課された。

平成11年の改正男女雇用機会均等法は、わ  
が国では初めて法律の中で『セクシャル・ハ  
ラスメント』に関する規定を置きました。  
改正均等法の施行により、セクハラ被害者は  
その被害を立証できれば企業側の責任を追求  
することが容易になりました。今後セクハラ  
訴訟が増加することが予想されます。企業は  
雇用管理上の重要な問題として、セクハラ対  
策に真剣に取り組む時期にあるといえます

### セクハラ防止の配慮義務

事業主は職場におけるセクハラ<sup>①</sup>の発生を未然  
に防止するために、次の雇用管理上の配慮義  
務が課された。

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談・苦情への対応
- ③ セクハラが生じた場合の迅速・適切な対応

### 職場におけるセクハラとは？

\*以下の3つの項目を全て満たす場合をいう

- ① 職場において行われるもの
- ② 女性の意に反する性的な言動
- ③ それに対する女性の対応により、女性が  
労働条件について不利益を受けたり（対  
価型セクハラ）、就業環境が害されたり  
するもの（環境型セクハラ）

### 職場とは？

\*対価型セクハラとは？  
女性社員を食事に誘ったが断られたため  
その女性社員を解雇にした  
\*環境型セクハラとは？  
職場にアダルト雑誌をおいたり、女性社  
員にむやみに触れたりして、その女性社  
員が不快に思い労働環境が害された

女性が業務を遂行している場所をいい  
概ね次の場所が該当する。

- \*通常の勤務場所
- \*取引先の事務所
- \*業務で使用する車中
- \*出張訪問先（出張中を含む）
- \*接待の場所、宴会場
- \*顧客の自宅
- \*取材先

### セクハラ行為者

セクハラ行為者となり得る者の範囲は  
概ね次の者が該当する。

- \*事業主、上司、同僚
- \*取引先の担当者、顧客

### セクハラにおける企業責任

セクハラがあった場合、行為者自身に法的  
責任が問われるのは勿論であるが、その使  
用者としての企業にも法的責任が生じる場  
合がある。主なものとして、

- \*民法715条（使用者責任）
- \*民法415条（債務不履行責任）

セクハラ訴訟では、セクハラ行為者および  
企業を被告人として損害賠償請求するの  
が一般的です。

### 企業の対応

使用者は均等法上の配慮義務をつくすこと  
によって、リスク管理を行う必要がある。  
使用者責任を回避するためには、次の対応  
が最低限必要とされる。

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
  - \*就業規則に定める
  - ・セクハラ禁止を明記
  - ・懲戒を明記
  - \*啓発・研修
- ② 苦情処理体制を整える
  - \*相談・苦情窓口の設置
  - \*相談・苦情体制の整備
- ③ 事後の適切な処置
  - \*事実確認のためのマニュアル
  - \*プライバシーの厳守
  - \*被害者のメンタルケア
  - \*就業規則に基づく懲戒処分
  - \*状況に応じた配置転換
  - \*監督者研修